



三労発総 0905 第 3 号
令和 4 年 9 月 5 日

関係団体各位

三重労働局長



令和 4 年度「労働保険未手続事業一掃強化期間」における広報について（依頼）

労働行政の運営につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて厚生労働省では、毎年 11 月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定めると共に、「労働保険未手続事業の一掃」を重点課題と位置付け、全国的に広報活動を展開しております。

つきましては、労働保険制度の趣旨を御理解いただき、貴機関において 10 月又は 11 月に発行される広報紙（誌）に、別添の広報例文を掲載いただきたく、御協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、御多忙のところ誠に恐縮ですが、掲載いただきました際には、広報紙（誌）を一部、当局労働保険徴収室あてにお送り頂くか、またはメールにてご連絡を頂戴いたしたく、よろしくお願いいたします。

担当：三重労働局総務部労働保険徴収室
徴収第二係

中川 nakagawa-minako.14m@mhlw.go.jp

電話：059-226-2100

〒514-8524 津市島崎町 327-2

津第二地方合同庁舎 3F

※メールにて広報例文のデータ（ワード）を必要とされる場合は、お手数ですが上記担当までお電話かメールにてご連絡くださるようお願いいたします。

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

事業主の皆様へ 労働保険の成立手続はお済みですか

厚生労働省では、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」として全国で集中的に取り組み、三重労働局では、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会三重支部と連携して、労働保険未手続事業場を戸別訪問する等により、手続勧奨を行っています。

◇労働保険（「労災保険」と「雇用保険」の総称）は政府が管理し、運営する強制保険です。

農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用している場合、事業主又は労働者の意思の有無にかかわらず成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

◇労災保険（労働者災害補償保険）とは、労働者が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤が原因で負傷、病気になった場合や死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するため必要な給付を行います。また、社会復帰促進などの事業も行っています。

◇雇用保険とは、労働者の失業や雇用の継続が困難となった場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行います。また、労働者の能力の開発や向上等の事業も行っています。

◇労働保険の成立手続きを怠っていると

事業主が「故意」又は「重大な過失」により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災給付を行った場合は、遡って保険料等を徴収する他に、保険給付額の40%又は100%を事業主から徴収します（費用徴収制度）。

【お問合せ先】 三重労働局総務部労働保険徴収室 電話：059-226-2100

又は、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

事業主の皆様へ 労働保険の成立手続はお済みですか

厚生労働省では、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」として全国で集中的に取り組み、三重労働局では、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会三重支部と連携して、労働保険の未手続事業場を戸別訪問する等により、手続勧奨を行っています。

労働保険（「労災保険」と「雇用保険」の総称）は政府が管理し、運営する強制保険です。

農林水産業の一部を除き、労働者を1人でも雇用している場合、事業主又は労働者の意思の有無にかかわらず成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労働保険

労災保険（労働者災害補償保険）とは

労働者が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行います。

また、労働者の社会復帰促進など、福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険とは

労働者が失業した場合や雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行います。

また、労働者の能力の開発や向上等労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

労働者を雇用していますか？

している

していない

労働保険の成立手続の必要があります

労働保険の成立手続の必要はありません
今後、労働者を雇用した場合は、労働保険の手続が必要です。

1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用の見込がある者

いる

労災保険及び雇用保険（注1）の両保険加入

いない

労災保険のみ加入

「労働保険概算保険料申告書」を提出してください。
管轄の労働基準監督署へ

「被保険者資格取得届」を提出してください。
管轄の公共職業安定所へ
「雇用保険適用事業所設置届」

（注1）雇用保険の被保険者とならない場合もあります。

※建設業の現場労災保険については、適用要件が異なります。

※労働保険の加入手続きを怠っていると

1. 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します
2. 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します（費用徴収制度）
3. 事業主の方のための助成金が受けられません

お問合せ先 三重労働局総務部労働保険徴収室 電話：059-226-2100

又は、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

1 1月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

労働保険（「労災保険」と「雇用保険」の総称）は政府が管理し、運営する強制保険です。

農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用している場合、事業主又は労働者の意思の有無にかかわらず成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労災保険（労働者災害補償保険）は、業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤が原因で負傷、病気や死亡された場合に必要な給付等を行います。

雇用保険は、失業や雇用継続が困難な場合、労働者の生活や雇用の安定を図り、再就職を促進するため必要な給付等を行います。

労働保険の成立手続きを怠っていると

事業主が「故意」又は「重大な過失」により労災保険の成立手続を行わない期間中に生じた事故について労災給付を行った場合は、遡って保険料等を徴収する他、保険給付額の40%又は100%を事業主から徴収します。

問合せ 三重労働局労働保険徴収室（Tel.059-226-2100）、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所